

「発生届の限定」(感染症法の特例)に関するスケジュールの変更

- 本県は、「発生届の限定」により、発熱外来において、入力作業に要する労力を、患者対応に向けられるよう、速やかに関係機関との調整を済ませ、全国で最も早く適用の届出を提出。
- 昨日時点で、「医療機関への通知発出」や「新規陽性者数の報告システム稼働」などの準備完了。

これまでの国の説明

8月31日から運用開始

しかし

昨日、国から電話連絡

9月2日から運用開始

<8/26付け事務連絡>

発生届の対象の限定は、厚生労働大臣が告示した日から、届出のあった都道府県の区域内で開始することになる。

<厚労省幹部説明> ※本日午前10時から幹部と面談し、直接説明

告示は8月31日(予定どおり)だが、医療保険に用いる療養証明書の取扱いについて、金融庁と最終調整中であるとの理由により、9月2日からの運用開始となる。

- ❑ 新たな運用開始の目前で、事前説明なしのスケジュール変更**に強く抗議いたしました。**
- ❑ 9月2日からの運用開始に向けて、改めて、県医師会や現場の医療機関との緊密な連携のもと、医療機関の負担を軽減し、県民の皆様の診療に注力できるよう努めてまいります。

「発生届の限定」に関する関係県及び国との連携状況

- ▶ 本日午前9時半から、「発生届の限定」を全国に先駆けて実施する4県（本県、宮城県、鳥取県、佐賀県）の知事で、web会議を実施。
⇒国に対し、共同で申し入れを行う旨を決定。
- ▶ 本日午前10時から、本県独自に、厚生労働省幹部との緊急web会議を実施。
⇒医療機関、県民の皆様にも不利益が生じないように、日程管理や課題対応に万全を期すことを要望。



（4県の緊急web会議の様子）

4県共同申し入れ（抜粋） ※下線部は本県の意見が反映された箇所

制度開始直前の施行日変更により、関係機関との調整に大きな混乱を来した地域もあることから、今後の運用に当たっては事前に十分な説明をいただきたい。

また、発生届の対象外となる者についての療養証明のあり方や取扱いが未だ定まっていないとの課題があり、新制度に参加することを検討中の地域を含め、混乱が生じつつある。

政府におかれては、療養証明のあり方について、簡素な療養証明書その他現行方式に代わる保険金請求の新たな運用等、移行前に方向性を決定の上、医療機関や保健所、都道府県に新たな負担が生じない方式を提示していただきたい。

政府におかれては、今後の新型コロナ対策のスケジュールを明確にするとともに、新たな道筋をつけるための現場の実践に対し、引き続き、力強い後押しをいただけるよう強く求める。